

令和 8 年度大学入学者選抜実施要項（令和 7 年 6 月 3 日付け）等に関する Q & A

更新日：令和 7 年 7 月 2 日

第 3 入試方法・・・P 1～

Q 3－1 令和 7 年度実施要項より入試方法の区分が変更されたがどのようなことに留意する必要があるか。

Q 3－2 令和 8 年度実施要項から「個別学力検査」が「教科・科目に係る個別テスト」に変更となったが、ホームページや募集要項の記載も変更する必要があるか。

Q 3－3 総合型選抜や学校推薦型選抜において、2 月 1 日以前に教科・科目に係る個別テストを行う場合、テストの内容や配点の在り方など留意すべきことはあるか。

Q 3－4 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験者の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

Q 3－5 「家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景を持った者」を対象とする選抜を実施する場合、どのようなことに留意する必要があるか。

第 4 試験期日等・・・P 4～

Q 4－1 総合型選抜及び学校推薦型選抜において、2 月 1 日より前に教科・科目に係る個別テストを実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、第 6 の 3（小論文・面接・実技検査等）又は 5（志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等）と必ず組み合わせて丁寧に評価しなければならないこととなったが、なぜ第 6 の 4（資格・検定試験等の成績の活用）は組み合わせから除外されたのか。

Q 4－2 追加合格、補欠合格や繰上合格を含め、合格者の決定発表は 3 月 31 日までに行う必要があるのか。また、総合型選抜においても 3 月 31 日まで合格者の決定発表を行う必要があるのか。

Q 4－3 例えば総合型選抜や学校推薦型選抜において、出願要件として課題や大学の講義の受講を求める場合、出願開始日以前から実施してもよいのか。

第 5 調査書等・・・P 5～

Q 5－1 実施要項第 5 の 2（4）について、「新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいのか。

Q 5－2 「調査書記入上の注意事項等について」において、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄に記載することとなっているため、評価対象としてよいのか。

第 7 教科・科目に係る個別テスト、入試方法等の決定・発表・・・P 5～

Q 7－1 どのような入学者選抜に係る変更を行う場合に、「2 年程度前には予告・公表」を行う必要があるのか。

Q 7 - 2 第 7 の 1 に定められている「入学者選抜に関する基本的な事項」発表後において、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、変更してはならないこととされている「受験者に不利益を与える恐れのある変更」とは具体的にどのような変更か。
第 9 出願資格・・・P 6 ～
Q 9 - 1 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。
第 13 その他注意事項・・・P 6 ～
1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮関係・・・P 6 ～
Q 13 - 1 - 1 健康状況について、原則として入学者選抜の判定資料としないものとしているが、健康状況の影響を受けている可能性がある調査書の出欠欄の記載を判定の材料として活用することは可能か。
Q 13 - 1 - 2 令和 7 年度要項から、調査書における欠席状況の取扱いについて留意事項が追記されたが、高等学校や大学等においてはどのような対応を取るべきか教えて欲しい。
2 入試情報の取扱い・・・P 7 ～
Q 13 - 2 - 1 出願の際の提出書類や面接試験で「能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない」ようにするため、具体的にどのような点に留意すべきか。
4 入学者選抜の公平性・公正性の確保関係・・・P 7 ～
Q 13 - 4 - 1 例えば、面接の待機中における試験室での電子機器の使用等、実施要項に例示されていない行為も、大学の判断で不正行為に該当する行為としてもよいか。
6 災害等の不測の事態への対応関係・・・P 8 ～
Q 13 - 6 - 1 危機事象発生時のマニュアル等の作成や見直しに当たり、警察や消防へ相談することとした意図はなにか。
Q 13 - 6 - 2 大学として危機事象発生時の対策マニュアルが整備されている場合でも、入試に特化したマニュアルの作成が必要か。
Q 13 - 6 - 3 受験生が痴漢被害（事件・事故等）にあった場合、どのように対応すればよいか。
7 感染症対策関係・・・P 8 ～
Q 13 - 7 - 1 「個人や事業者による自主的な感染対策に取り組む」観点から、大学独自で試験当日におけるマスク着用の義務付けについて定めることは可能か。
Q 13 - 7 - 2 インフルエンザ等の感染症に罹患した者からその旨申出があり、受験したいと言った場合、どういった対応が考えられるか。
Q 13 - 7 - 3 試験当日に、明らかにインフルエンザ等の感染症に罹患した症状が出ている者が受験したいと申し出た場合に受験を拒否することは出来るか。
その他・・・P 9 ～
Q 99 - 1 大学の判断において、共通テストを利用しない一般選抜で追試験を設定し、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、そのことを共通テストの出願期間後に公表しても問題ないか。
Q 99 - 2 大学の判断において追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。
Q 99 - 3 大学の判断において別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

Q99－4	本試験で個別学力検査を実施している場合において、大学の判断において設定する追試験では個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。
別紙様式 1 調査書記入上の注意事項等について・・・P 10～	
Q 調－1	別紙様式 1（調査書様式）の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。
Q 調－2	各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。また、令和 7 年度からの取扱いで表裏の両面 1 枚となったが、1 枚を超える場合どのようにすればよいか。
Q 調－3	過年度卒業生は過去の様式で構わないか。また、枚数は任意で良いか。
Q 調－4	令和 7 年度要項から「学習成績概評」欄の「㊸」廃止されたが、㊸が付された調査書を受け取った場合、大学側はどのように対応すれば良いか。
Q 調－5	調査書の印刷の出力形式について、A 4 の資料 2 枚を A 3 用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。
Q 調－6	「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、該当する欄はどのように取り扱えばよいか。また、他の「出席しなければならない日数」等も同様に記載しなくてよいのか。
Q 調－7	「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、全ての学年について記載しないということか。
Q 調－8	指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記録の作成が求められる前（令和 3 年 4 月 1 日以前）から、オンラインを活用した学習指導を実施していたが、指導要録上の記録はしていなかった。この場合、当該日数は調査書に記載しなくてもよいか。
Q 調－9	調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。
Q 調－10	指導要録に関する通知等について、実施要項に反映されていない事項がある場合、どのように取扱えば良いか。
参考様式 1 推薦書イメージ例・・・P 11～	
Q 推－1	推薦書のイメージ例（参考様式 1）は大学で必ず活用しなければならないのか。
参考様式 2 活動報告書イメージ例・・・P 12～	
Q 活－1	活動報告書（別紙様式 2）は高等学校で必ず作成しなければならないのか。

＜学部・大学院共通＞

情報公表関係（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 4 月 1 日施行））・・・P 13～	
Q 1	公表すべき入学者選抜の範囲について
Q 2	公表の方法について、希望者にのみ公表することで良いか。
Q 3	試験問題に関する情報として公表すべきものは何か。
Q 4	試験問題、解答又は解答例、出題の意図（少なくとも学力検査に係る科目ごと）の公表は、一定期間後に掲載を取り下げて良いか。

凡例：

- 「令和 8 年度実施要項」：令和 8 年度大学入学者選抜実施要項（令和 7 年 6 月 3 日付け）

更新履歴

- 令和 7 年 7 月 2 日：初版

第3 入試方法

Q3-1 令和7年度実施要項より入試方法の区分が変更されたがどのようなことに留意する必要があるか。

A 令和7年度実施要項から選抜方法の区分は「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理されました。

従って、令和6年度以前の「専門学科・総合学科卒業生選抜」、「帰国生徒選抜・社会人選抜」、「多様な背景を持った者を対象とする選抜」は、具体的な選抜の方法に応じて「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」のいずれかの位置付けで実施していただくことになります。

なお、帰国生徒、社会人、私費留学生、秋季入学志願者等を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の発表期日は、引き続き、各大学の判断により設定していただくことが可能です。

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分 ※R7実施要項より3区分に整理

○総合型選抜 (概要)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせる入試方法。

1. 入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等を積極的に活用。
2. 入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等における選抜では、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意。

R8要項
より追加

- ①「教科・科目に係る個別テスト」②「大学入学共通テスト」
③「小論文・面接・実技検査等」④「資格・検定試験等の成績」のうちいずれか1つを必ず活用

総合型・学校推薦型において、教科・科目に係る個別テストを2月1日より前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」と必ず組み合わせ丁寧に評価

(時期)

出願期間は9月1日～
結果発表は11月1日～

※教科・科目に係る個別テストを課す場合
の試験期日は2月1日～3月25日

○学校推薦型選抜 (概要)

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。

1. 推薦書の中に、大学・学部のアドミッション・ポリシーに対応する入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価について記載を求める。生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。
2. 募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。
3. 特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。

R8要項
より追加

(時期)

出願期間は11月1日～
結果発表は12月1日～
(一般選抜の試験期日の10日前まで)

※教科・科目に係る個別テストを課す場合
の試験期日は2月1日～3月25日

○一般選抜 (概要)

学力検査、小論文・面接・実技検査等を主な資料としつつ、調査書、志願者本人の記載する資料等を組み合わせる入試方法。

(時期)

教科・科目に係る個別テストを課す場合の試験期日は
2月1日～3月25日

結果発表は～3月31日まで

Q 3 - 2 令和8年度実施要項から「個別学力検査」が「教科・科目に係る個別テスト」に変更となったが、ホームページや募集要項の記載も変更する必要があるか。

A 各大学の公表資料における文言の変更までは求めませんが、実施要項の記載と異なることから、受験者等に対して誤解が生じることがないように丁寧な説明を行ってください。

Q 3 - 3 総合型選抜や学校推薦型選抜において、2月1日以前に教科・科目に係る個別テストを行う場合、テストの内容や配点の在り方など留意すべきことはあるか。

A 入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに応じて各大学の判断で定めるものですが、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定していると各大学で対外的にも説明ができるように、適切に組み合わせて丁寧な選抜を行うことが求められます。

Q 3 - 4 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験者の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

A 令和8年度実施要項において、学校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

Q3-5 「家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景を持った者」を対象とする選抜を実施する場合、どのようなことに留意する必要があるか。

A 大学入学者選抜において、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、アドミッション・ポリシーに基づき、各大学がキャンパスに多様性をもたらすことができると考える者を対象とする選抜を実施することも有効です。

こうした属性により取扱いに差異を設ける選抜を実施する場合、公平性・公正性の観点から、以下のような点に最低限留意いただく必要があります。

① 選抜趣旨や方法について、合理的な説明ができること

- 入学志願者の属性が要因となり、進学機会の確保に困難があることを理由として実施する場合
当該選抜を実施することにより、社会的障壁の除去の一助となることが合理的に説明できる必要がある。
- 入学者の多様性を確保するために実施する場合
当該枠の設定を検討する分野（学科等）ごとに、例えば以下の観点について、合理的に説明できる必要がある。
 - (1) 当該枠を導入する背景
【観点の例】当該分野において、特定の属性の入学者が過小であるとする理由や背景をどのように分析しているか。
 - (2) 当該枠により養成する人材（入学する者に期待する人材像）
【観点の例】当該特定の属性の受験者が、特にどのような資質・能力を入学後に発揮してほしいと期待しているのか。
 - (3) 選抜方法
【観点の例】現行の選抜方法や評価尺度からどのような違いを持たせながら、どのような評価尺度（小論文、面接、活動報告書など）により評価するのか。
また、それらが（2）の能力等を適切に評価できるものとなっているか。

② 選抜区分（枠）を分けて実施すること

同一選抜区分においては、公平な条件での実施が不可欠であるため、特定の属性により取扱いの差異を設ける場合は、原則として選抜区分（枠）を分けて実施する必要がある。

なお、具体的な実施事例として、大学入学者選抜における好事例集などもご参照ください。

(参考)

令和4年度大学入学者選抜における好事例集

https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt_daigakuc02-000005144_001.pdf

第4 試験期日等

Q4-1 総合型選抜及び学校推薦型選抜において、2月1日より前に教科・科目に係る個別テストを実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、第6の3（小論文・面接・実技検査等）又は5（志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等）と必ず組み合わせて丁寧に評価しなければならないこととなったが、なぜ第6の4（資格・検定試験等の成績の活用）は組み合わせから除外されたのか。

A 令和8年度実施要項において組み合わせを定めた経緯としては、教科・科目に係る個別テストとは異なる評価方法を用いて丁寧に評価することを求めたものです。

教科・科目に係る個別テストと資格・検定試験等の活用はどちらも、教科・科目の視点に立った評価であり、同種の評価尺度を用いた組み合わせでは、多面的・総合的な評価とは言えず除外しています。

Q4-2 追加合格、補欠合格や繰上合格を含め、合格者の決定発表は3月31日までにを行う必要があるのか。また、総合型選抜においても3月31日までに合格者の決定発表を行う必要があるのか。

A 大学の学事暦に合わせて、全ての合格者の決定発表は3月31日までにを行う必要があります。

Q4-3 例えば総合型選抜や学校推薦型選抜において、出願要件として課題や大学の講義の受講を求める場合、出願開始日以前から実施してもよいのか。

A 令和8年度要項において、入学者選抜における入試方法は「調査書の内容、教科・科目に係る個別テスト又は大学入学共通テスト、小論文、志願者本人が記載する資料等を（中略）組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する」と定めています。

このため、この入試方法による実際の選抜行為（名称は問わないため、例えば「エントリー」等も含む。）や入学志願者の評価・判定は、同要項に規定する入学願書受付日以降に行うことが求められます。

なお、出願要件となるもの（※）は、先述の「この入試方法による実際の選抜行為」にはただちに当たらず、出願開始日以前の実施を妨げるものではありませんが、実際の選抜行為と誤認を与えるようなものにならないよう留意ください。

（※）例えば、出願要件として課題や大学の講義の受講を求めることや、その成績が一定水準以上であることを求めるといったものが考えられます。

なお、出願要件として実施する内容については、設定理由を含め受験者に事前に広く周知する等丁寧に対応することが求められます。

また、成績を出願後の評価（加点）に利用する場合は、募集要項への明記が必要となる点についても併せて留意する必要があります。

不明点などある際は、大学入試室までご連絡ください。

第5 調査書

Q5-1 実施要項第5の2(4)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよい。

A 貴見のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う「9. 出欠の記録」欄への記載内容（「出席日数」、「出席停止・忌引き等の日数」、「出席しなければならぬ日数」等）により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにお願いします。なお、【Q調-6】と【Q調-7】についてもご参照ください。

Q5-2 「調査書記入上の注意事項等について」において、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄に記載することとなっているため、評価対象としてよい。

A オンラインを活用した特例の授業については、各学校や生徒の状況に応じ参加日数が異なることが予想されるため、大学においては、記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにするだけでなく、記載されている日数を評価の対象としないようにしてください。

第7 教科・科目に係る個別テスト実施教科・科目入試方法等の決定・発表

Q7-1 どのような入学者選抜に係る変更を行う場合に、「2年程度前には予告・公表」を行う必要があるのか。

A 入学者選抜に関する変更については、入学志願者の準備に影響を与えることが考えられるため、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めるよう求めています。特に、教科・科目に係る個別テスト及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の追加・削除・変更（例えば、科目変更のように大学入学前に習得すべき特定の知識・技能等の入試準備に際し一定の時間が要すると考えられるもの）など、入学志願者の履修に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表するよう求めているものとなります。

一方で、その他の変更（※）はただちに2年程度前の予告・公表が求められるものではないものの、受験者の準備に与える影響を各大学において検討・判断の上、可能な限り速やかに周知することが求められます。特に、受験者に不利益となりうる変更を行う場合には、受験者に与える影響をより慎重に検討・判断の上、より早期の周知に努めるようにしてください。

（※）例えば、募集人員、出願要件、2段階選抜の実施の有無や実施方法、配点、主体性等の扱い（調査書の活用方法など）の変更などが考えられる。

Q7-2 第7の1に定められている「入学者選抜に関する基本的な事項」発表後において、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、変更してはならないこととされている「受験者に不利益を与える恐れのある変更」とは具体的にどのような変更か。

A 具体的には、入学者選抜の中止や出題教科・科目の変更、個別試験を取りやめて共通テストの成績のみで合否判定をするといった変更など、受験者に予見できない不利益を及ぼすものを想定しています。

なお、例えば入学者選抜実施時期における感染症等の流行状況等を踏まえた拡大防止の観点などから、受験者の不利とならない形で行う以下のような変更については、該当しないものと考えていますが、その場合でもホームページ等により早急に広く情報提供に努めるようお願いします。

- ・面接をオンラインで実施
- ・試験時間を短縮、開始時間の変更
- ・実技試験の方法の変更（試験の内容そのものの変更ではなく、実地試験であったものをオンラインによる試験や動画提出とするなどの方法の変更）
- ・試験会場等の変更 等

第9 出願資格

Q9-1 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、文部科学大臣に指定された専修学校高等課程の修了者（大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者を含む。）です。

（参考）文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm

この他、高等学校等を卒業した者以外の出願資格は以下の URL に掲載されている資格取得者又は取得見込者です。

（参考）大学入学資格について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

大学入学資格についてご不明な点は大学振興課法規係へお問い合わせください。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮関係

Q13-1-1 健康状況について、原則として入学者選抜の判定資料としないものとしているが、健康状況の影響を受けている可能性がある調査書の出欠欄の記載を判定の材料として活用することは可能か。

A 調査書を活用する際に、合否判定の材料の一つとして出欠欄の記載を活用することを否定するものではありませんが、出席日数の多寡には、本人に帰責されない身体・健康上の理由（病気・事故等）が影響していることも考えられることから、活用する場合には、その活用方法や理由を合理的に説明できるようにするとともに、活用にあたっては、【Q13-1-2】の取組を行うなど、単に出席日数が少ない（欠席日数が多い）ことのみをもって合否判定において不利益に取り扱われることがないよう、配慮をお願いします。

Q13-1-2 令和7年度要項から、調査書における欠席状況の取扱いについて留意事項が追記されたが、高等学校や大学等においてはどのような対応を取るべきか教えて欲しい。

A 例えば、以下のような対応が考えられます。

高等学校等においては、

- ・生徒に対し、病気・事故等による本人に帰責されない身体・健康上の理由による欠席については、大学入試において配慮されることを伝えること
- ・本人に帰責されない身体・健康上の理由による欠席に関して、調査書の備考欄にその旨を記載すること

大学等においては、

- ・募集要項等において、欠席の理由に関する申し出を受け付けていることを記載すること
- ・出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際、あらかじめ事情を把握している場合には、判定等に当たって考慮すること
- ・把握していない場合にも、欠席日数が影響を及ぼす場合には、必要に応じて欠席の理由について面接等において志願者本人に確認すること

※ なお、大学等においては、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際、欠席の状況がその判定等に影響を及ぼす場合に、必要に応じて欠席の理由を把握するなどの対応を求めるものです。

※ 各大学の調査書の活用状況等の実情に応じた対応をお願いいたします。

2 入試情報の取扱い

Q13-2-1 出願の際の提出書類や面接試験で「能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない」ようにするため、具体的にどのような点に留意すべきか。

A 例えば、採用選考時に配慮すべき事項（厚生労働省「公正採用選考特設サイト」

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>）では、就業差別につながる恐れがある具体的事項として、適性・能力に関係のない事項「本人に責任のない事項や、本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）」を、エントリーシート・応募用紙・面接・作文などによって把握すること等、14 事項があげられています。

こうした事項も参考にしながら、中立かつ公正・公平に実施されるべき入学者選抜への信頼に疑念を抱かれることのないよう、入学者選抜業務に関わる教職員が一体となり、入学者選抜により取得する情報の必要性について不断の見直し・精査を行うことなどが考えられます。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保関係

Q13-4-1 例えば、面接の待機中における試験室での電子機器の使用等、実施要項に例示されていない行為も、大学の判断で不正行為に該当する行為としてもよい。

A 学内で検討し、入試方法や受験者数など、大学の実情を勘案し、受験者の不正行為を防止するために合理的な理由があるものについては、受験者に求める内容を整理し、その内容を募集要項等において周知してください。

6 災害等の不測の事態への対応関係

Q13-6-1 危機事象発生時のマニュアル等の作成や見直しに当たり、警察や消防へ相談することとした意図はなにか。

A マニュアル等の整備・見直しの対象には、警備体制や救助要請等に関する事項も含まれることから、有事の際に迅速に対応するためにも、警察や消防等、緊密な連携が必要と判断する機関へ相談することを想定しており、マニュアルの見直しに当たっては、改めて同機関と相談しつつ進めてください。

Q13-6-2 大学として危機事象発生時の対策マニュアルが整備されている場合でも、入試に特化したマニュアルの作成が必要か。

A 大学が様々な活動を行う上で、災害や事件事故が発生した場合に、どのような指揮命令系統の下で対応するかを予め整理されている場合は、必ずしも入試に特化したマニュアルの作成は必要ないと考えます。

Q13-6-3 受験生が痴漢被害（事件・事故等）にあった場合、どのように対応すればよいか。

A 実施要項 第13の6や「大学入学者選抜における受験生が痴漢被害等にあった場合の対応について（依頼）」（令和5年1月25日付け事務連絡）に基づき、受験生の心理につけ込んだ痴漢被害（事件・事故等）に遭ったことにより、受験生が受験機会を失うことがないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いします。

7 感染症対策関係

Q13-7-1 「個人や事業者による自主的な感染対策に取り組む」観点から、大学独自で試験当日におけるマスク着用の義務付けについて定めることは可能か。

A 試験実施時期における感染状況等を踏まえ、各大学で「マスクの着用を推奨・お願いする」ことは可能と考えます。一方で、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とされていることから、着用していない者について受験を拒否することは適切ではないと考えます。

Q13-7-2 インフルエンザ等の感染症に罹患した者からその旨申出があり、受験したいと言った場合、どういった対応が考えられるか。

A 単に受験不可とするのではなく、公平性・公正性の観点を踏まえつつ、本人の症状や体調、大学側の会場の状況等を考慮した上で、可能な範囲において、別日程への振替を案内する、別室での受験を認めるなどの措置を取ることが考えられます。

Q13-7-3 試験当日に、明らかにインフルエンザ等の感染症に罹患した症状が出ている者が受験したいと申し出た場合に受験を拒否することは出来るか。

A 本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験者がいた場合に、（追試験等の措置を講じている大学においては）追試験による対応等を提示することは考えられます。ただし、追試験を受験することが難しいなど特別な事情がある場合等には、別室での受験を提示することが考えられます。

その他

Q99－1 大学の判断において、共通テストを利用しない一般選抜で追試験を設定し、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、そのことを共通テストの出願期間後に公表しても問題ないか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験者にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、受験者に対し、共通テストの出願開始前（9/16 以前）に周知している場合を除き、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することはできないものと考えます。

なお、共通テストを利用する選抜区分で追試験を実施する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q99－2 大学の判断において追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験者の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも、A Pを踏まえることはもとより、募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験者の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q99－3 大学の判断において別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験者の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも、A Pを踏まえることはもとより、募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験者の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q99－4 本試験で教科・科目に係る個別テストを実施している場合において、大学の判断において設定する追試験では教科・科目に係る個別テストを実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のA Pのもと、受験者に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できることについて、社会に対し合理的に説明できる場合は可能と考えます。

別紙様式 1 調査書記入上の注意事項等について

Q 調 - 1 別紙様式 1（調査書様式）の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式 1 の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q 調 - 2 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。また、令和 7 年度からの取扱いで表裏の両面 1 枚となったが、1 枚を超える場合どのようにすればよいか。

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の 1 のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。

また、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえ、新しい指導要録の参考様式に合わせ、令和 7 年度実施要項から「表裏の両面 1 枚」にて作成することとなっています。

その趣旨に鑑み、調査書は両面 1 枚にて作成いただくようお願いいたします。やむを得ない事情により両面 1 枚のほか別紙を添付する必要がある場合には、提出先の大学に取扱いを確認いただくようお願いいたします。

大学等においては、別紙が添付されたものを受け取った場合、添付していない者との間で公平な判定となるよう留意願います。

Q 調 - 3 過年度卒業生は過去の様式で構わないか。また、枚数は任意で良いか。

A 過年度卒業生に関しては、従前の様式の使用及び任意枚数での提出が可能です。

原級留置者、引き続き旧教育課程で履修している 4 年制の定時制及び通信制の課程においても同様です。

Q 調 - 4 令和 7 年度要項から「学習成績概評」欄の「㊤」廃止されたが、㊤が付された調査書を受け取った場合、大学側はどのように対応すれば良いか。

A 令和 7 年度要項から「学習成果概評」欄の「㊤」は廃止されました。大学において、卒業見込みの者であるに関わらず、「㊤」が付された調査書を受け取った場合、「A」として取り扱うようにしてください。

また、過年度卒業生に関しては、「㊤」が付された調査書が提出されることも想定されます。こうしたものを受け取った場合、卒業見込みの者との間で公平な判定となるよう留意願います。

Q 調 - 5 調査書の印刷の出力形式について、A 4 の資料 2 枚を A 3 用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。

A 調査書は作成する高校側と受け取る大学側双方の負担軽減等のため統一様式を提示しています。従って原則、実施要項のとおり A 4 表裏の両面 1 枚にて作成してください。

ただし、調査書作成に係るシステムの改修が間に合わない場合や相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、提出先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。

また、調査書の提出を受ける大学においては、高等学校等から A 3 用紙による調査書提出について事前確認がない場合でも、A 4 用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出された調査書を活用してください。

Q調－6 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、該当する欄はどのように取り扱えばよいのか。また、他の「出席しなければならない日数」等も同様に記載しなくてよいのか。

A 記載しないこととしているのは、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」の欄のみです。これらについては欄自体の削除はせず、何も記載せずに空欄としてください。

Q調－7 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、全ての学年について記載しないということか。

A 一律に「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととしていますので、事由によらず、全ての学年の欄について空欄としてください。ただし、既に記入済みの「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」を改めて空欄にすることで新たな負担が生じる場合には、記入してあってもやむを得ないと考えます。

Q調－8 指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記録の作成が求められる前（令和3年4月1日以前）から、オンラインを活用した学習指導を実施していたが、指導要録上の記録はしていなかった。この場合、当該日数は調査書に記載しなくてもよいのか。

A 調査書には、指導要録に記録されている内容を記載してください。指導要録において、令和3年4月1日以前のオンラインを活用した学習指導の記録を作成していない場合には、調査書にも記載する必要はありません。

なお、指導要録への記録については、以下を御参考ください。

https://www.mext.go.jp/content/2230607-mxt_kyoiku02-100002604_001.pdf

Q調－9 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいのか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

Q調－10 指導要録に関する通知等について、実施要項に反映されていない事項がある場合、どのように取扱えば良いか。

A 例えば、特記事項として指導要録の備考欄等に記載することとなっている事項に関しては、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、指導要録に基づき作成してください

参考様式1 推薦書イメージ例

Q推－1 推薦書のイメージ例（参考様式1）は大学で必ず活用しなければならないのか。

A 参考様式1は、大学が高等学校に作成を求める「イメージ例」であり、必ず本様式を活用しなければならないものではありません。イメージ例に記載の文言や記載欄などは各大学の判断で適宜改変いただくことも可能です。押印の要否についても各大学においてご判断ください。

参考様式2 活動報告書イメージ例

Q活－1 活動報告書（別紙様式2）は高等学校で必ず作成しなければならないのか。

A 参考別紙様式2は、活動報告書を大学側が、志願者本人及び高等学校に作成を求める場合の「イメージ例」であり、必ず作成しなければならないものではありません。

情報公表関係（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）における「入学者の選抜に関する事」について ※学部・大学院共通

Q1 公表すべき入学選抜の範囲について

A 大学（短期大学、大学院を含む）において、施行日である令和7年4月1日時点で「入学者の選抜に関する事」が公表されている必要があります。「入学者の選抜に関する事」として想定される事項は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和6年9月30日付け6文科高第1004号高等教育局長通知）に記載のとおりですが、少なくとも直近の入学選抜に関する事を公表することが必要です。

Q2 公表の方法について、希望者にのみ公表することで良いか。

A 今回の施行規則改正の趣旨に鑑み、特定の範囲ではなく、ホームページに掲載するなど広く社会に公表することが求められます。

Q3 試験問題に関する情報として公表すべきものは何か。

A 学力検査における

①試験問題 ②解答又は解答例 ③出題の意図（少なくとも学力検査に係る科目ごと）

について、原則として公表することが求められます。

なお、著作物の権利処理等の理由により、全ての内容を公表できない場合においても、その理由を明らかにした上で、著作物名の記載や部分的な公表等により積極的な開示に努めることが求められます。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましいと考えます。

Q4 試験問題、解答又は解答例、出題の意図（少なくとも学力検査に係る科目ごと）の公表は、一定期間後に掲載を取り下げて良いか。

A 入学志願者の進路選択に資するため、複数年で公表することが望ましいと考えます。